

メキシコ政治情勢（５月）

〈概要〉

【内政】

- ・ ５日、メキシコ市など全国１６都市において、ロペス・オブラドール政権に対する抗議行動が行われた。
- ・ １５日、現政権における教育改革に係る憲法改正が公布された。
- ・ ２１日、マルティネス墨社会保険庁（IMSS）長官が辞任した。
- ・ ２３日、連邦下院において、国家警備隊関連法案が可決された。

【外交】

- ・ １日、墨外務省は、天皇陛下御即位に祝意を表するプレスリリースを発出した。
- ・ ２日、墨外務省は、ベネズエラで発生している暴力行為に関し、懸念を表明するプレスリリースを発出した。
- ・ ２日、エブラル外相は、訪墨したマース独外相と会談した。
- ・ ３日、エブラル外相は、訪墨したブロック蘭外相と会談した。
- ・ ７～８日、エブラル外相は、米国を訪問し、米国評議会会合への出席の他、米政府関係者と会合を行った。
- ・ ８日、墨外務省は、米政府によるヘルムズ・バートン法第三章適用を拒否する旨のプレスリリースを発出した。
- ・ ９日、墨政府は、マドゥーロ・ベネズエラ大統領により指名された駐墨大使のアグレマンを承認した。
- ・ １０日、メキシコ市において太平洋同盟閣僚会合が開催された。
- ・ １３～１４日、辻外務大臣政務官が訪墨し、ベントゥーラ外務次官との会談を行うとともに、第１１回ビジネス環境整備委員会に出席した。
- ・ １４日、エブラル外相は、訪墨したロドリゲス・キューバ外相と会談した。
- ・ １４日、墨外務省は、駐ベネズエラ墨大使公邸においてベネズエラ国会議員を保護している旨発表した。
- ・ １６日、エブラル外相は、訪墨したコートジボワール外相と会談した。
- ・ ２０日、エブラル外相は、訪墨したトルコ外相と会談した。
- ・ ２８日、エブラル外相は、ベルリンで開催された「ラテンアメリカ・カリブ閣僚級会議」出席のため、ドイツを訪問した。
- ・ ３０日、米政府による不法移民阻止のための関税措置に対し、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ米大統領宛に対話を訴える旨の書簡を発出した。

〈内政〉

1 ロペス・オブラドール大統領に対する抗議行動

5日、メキシコ市など全国16都市において、ロペス・オブラドール政権に対する抗議行動が行われた。抗議行動実施の3週間ほど前から、SNSを通じて同抗議行動への参加が呼びかけられていた。抗議行動において、参加者らは、大統領の退陣を要求した他、治安・経済施策への不満を訴えた。メキシコ市における抗議行動（約1万～1.5万人が参加）には、デ・ラ・マドリー前観光大臣（制度的革命党（PRI）政権）、ロハス下院議員（国民行動党（PAN）所属）が参加。また、グアナフアト州レオン市における抗議行動（約1,000人が参加）には、フォックス元大統領（PAN）が参加した。

2 教育改革に係る憲法改正の公布

（1）教育改革に係る憲法改正の概要

（ア）5月15日付官報に、教育改革に係る憲法改正について掲載された。

（イ）同憲法改正により、国家が提供を保障する教育課程に乳幼児教育（Educación inicial: 0～6歳）及び高等教育が追加、全教育課程の無償化、教員の質の向上のための「国家教育向上システム」が設置されるとともに、ペニャ・ニエト前政権下で設置または権限が強化された教員の採用・昇進・雇用継続の決定に係る教員専門職サービス基本法（Ley general del Servicio Profesional Docente）の廃止及び全国教育評価庁（Instituto Nacional para la Evaluación de la Educación: INEE）法及び同庁が廃止されることとなった。

（2）連邦議会での審議・州議会の承認プロセス

（ア）4月25日、連邦下院で可決。連邦上院へと送られたが、4月30日の上院での審議において、改正案全体は3分の2以上の賛成で可決されたものの、部分改正については賛成が3分の2に達しなかったため、下院に差し戻された。

（イ）5月8日、下院臨時国会において、賛成396票、反対68票、棄権1票で可決。

（ウ）5月9日、上院臨時国会において、賛成97票、反対22票、棄権1票で可決。同日、上院での可決を受け、憲法改正案は全国32州の州議会へと送られた（憲法改正には17州以上の州議会による承認が必要）。

（エ）5月15日、22の州議会で憲法改正が承認され、憲法改正が成立した。

3 マルティネス IMSS 長官の辞任

（1）21日、マルティネス長官は、IMSS 審議会に対し辞表を提出した。同長官は、辞表において、複数の大蔵公債省職員により IMSS への「悪質な干渉（*injerencia perniciosa*）」がなされており、IMSS の運営が妨げられていると非難した。

（2）また、同長官は、大蔵公債省がロペス・オブラドール大統領がこれまで批判してきたネオリベラルな方法で IMSS の表面的な改革を行おうとしていると非難し、保健分野における支出への過度な干渉やコストカットは非人間的であり、結果的に最

貧困層のメキシコ人にダメージを与えることになる」と訴えた。

- (3) 22日、ロペス・オブラドール大統領は、ロブレド (Zoe ROBLEDÓ) 内務次官を次期IMSS長官に指名する旨発表した。
- (2) マルティネス長官は、昨年12月にIMSS長官就任のため、連邦上院議員 (与党国家再生運動所属) を離職していたが、今回の辞任を受けて、上院議員への復職を希望する旨の書簡をバトレス上院議長宛に発出した。バトレス議長は、自身のツイッターにおいて、同長官の復職を歓迎する旨述べた。

4 国家警備隊関連法案の可決

(1) 連邦議会における審議過程

- (ア) 22日、連邦上院において、3つの国家警備隊関連法案 (国家警備隊基本法、武力使用に関する法 (Ley Nacional sobre Uso de la Fuerza)、逮捕履歴に関する法 (Ley Nacional del Registro de Detenciones)) 及び国家公共治安システム法の改正について、全会一致で可決した。同日、同法案は下院へと送られた。
- (イ) 5月23日、連邦下院において、3つの国家警備隊関連法案及び国家公共治安システム法の改正について、過半数の賛成を得て可決された。同法案は、官報掲載のため行政府へと送られた。

(2) 国家警備隊関連法及び法改正の主な内容

(ア) 国家警備隊基本法

- (i) 国家警備隊は、そのオペレーションや統制において自律性を持つ、文民統制による恒久的な武装警察組織である。
- (ii) 国家警備隊の指揮権は文民 (治安・市民保護相)、オペレーション調整官は大統領の指名による司令官 (文民、治安・市民保護相の指揮下) が務める。
- (iii) 海軍及び国軍からの入隊者は、軍を休職しなければならず、国家警備隊への所属期間中は軍法には服さない。
- (iv) 国家警備隊は、連邦レベル、州レベル及び市レベルで公共治安維持にあたる。
- (v) 上院への年間報告書の提出義務づけ。
- (vi) 国家警備隊の予算は連邦政府によって拠出される。州政府、市政府による派遣要請があった場合は、協定を通じ、地方政府からも一部予算を拠出する。
- (vii) 国家警備隊は、組織犯罪、燃料盗難等、連邦政府管轄 (fuero federal) の犯罪に対処 (但し、対応する犯罪の態様によっては、地方警察管轄であってもその要請に基づき国家警備隊との間で協定を締結し、同隊が対応することも可能)。
- (イ) 武力使用に関する法：国家警備隊の活動において、武力を使用する際の法的正当性、人権尊重等の原則、逮捕プロセス、使用可能な武器、武力使用における責任体制等について規定。
- (ウ) 逮捕履歴に関する法：逮捕者への人権侵害、拷問、強制失踪を防ぐため、国家レ

ベルのシステムへの逮捕者の即時登録などを規定。

- (エ) 国家公共治安システム法の改正：治安・市民保護省管轄下に「国家公共治安情報システム」（犯罪情報，前科者の指紋情報などが照会可能）を構築。同システムへの情報入力，閲覧における州政府及び市政府との協力に関する規定。

〈外交〉

1 墨外務省による天皇陛下御即位への祝意表明

1 日，墨外務省は，天皇陛下御即位に祝意を表する以下の内容のプレスリリースを発出した。

（日本語仮訳）

外務省は，徳仁天皇が即位されたことについてメキシコ政府から日本政府と日本国民への祝意を表明します。また，徳仁天皇、雅子皇后、明仁上皇、美智子上皇后の御健勝を祈念いたします。両国国民の間の最初の接触は400年以上前にさかのぼり，日本との関係はメキシコにとってアジアの国々との中で最初に確立された関係です。メキシコ政府は今後とも友情と協力の絆が強まり続けるように尽力します。

2 ベネズエラ情勢に係る外務省プレスリリースの発出

- (1) 墨外務省は，2 日付プレスリリースにおいて，ベネズエラで生じている事態に対し，不干渉，紛争の平和的解決，武力の不使用，人権の尊重・振興・保護を尊重の原則に従うことを言明するとともに，ベネズエラで発生している暴力行為に対する懸念を改めて表明した。また，墨政府にはモンテビデオ・メカニズムの実行に向けた用意がある旨表明した。
- (2) プレスリリースの発出に先立つ4月30日，エブラル外相は，マティアス・ロメロ外交学院で駐墨ラ米諸国大使と懇談した際に，ベネズエラで生じている状況に鑑みれば，対話による解決は非現実的かも知れないが，メキシコは平和・外交的な対話に基づく事態の解決を重視し，右に向けた協力の用意がある旨述べた。

3 エブラル外相とマース独外相の会談

2 日，エブラル外相は，訪墨したマース独外相と会談を行った。会談終了後に，概要以下の墨独共同声明が発表された。

- (1) エブラル墨外相とマース独外相は，メキシコ市において会談を行い，両国を結ぶ「未来のための同盟」(Alianza para el Futuro) の新しい段階を開始することに合意した。右同盟は友好関係，共通の価値，政府間・民間セクター間・市民団体間の堅固な関係に基づくものである。
- (2) 両外相は，多国間主義の強化，ルールと自由貿易に基づく経済秩序，汚職及び不処罰との闘い，法の支配の尊重，人権の尊重・保護，社会福祉・包摂性の促進，環境

保護，気候変動対策，科学技術の促進等，両国における優先分野について話し合い，インフラ，自動車産業，航空宇宙産業，持続可能エネルギー，農産食品分野など貿易・投資における新規分野の特定を今後促進していく旨合意した。

- (3) 両者は，人間に主眼をおいた統合的視野に基づき，移民分野における協力を促進する旨述べるとともに，メキシコと中米北部三カ国の間で合意した統合的開発計画の重要性について強調した。
- (4) 両外相は，両国政府間の調整における最高機関である二国間委員会（Comision Binacional）の強化を表明し，同委員会を構成する小委員会に対し，二国間関係における達成項目の分析，短期・中期で機会創出が見込める分野の特定を指示した。

4 エブラル外相とブロック・オランダ外相との会談

- (1) 3日，エブラル外相は，メキシコ市において，ブロック・オランダ外相と会談を行った。両外相は，気候変動対策，人権，持続可能な開発など多国間アジェンダの様々な分野における協力等に関する緊密な二国間対話の重要性や，製造業，金融，保険，建設，農業分野で拡大している貿易・投資関係のダイナミズムについて話し合った。また，両外相は，民間セクターにおける機会創出の促進についても合意した。
- (2) 両外相は，欧州，ラテンアメリカ及び北米地域の現状分析，中米統合的開発計画についても話し合った。

5 米国によるヘルムズ・バートン法第三章適用に係る墨政府の立場

- (1) 8日，墨外務省は，米政府によるキューバの自由・民主的連帯のための法（ヘルムズ・バートン法）第三章適用に対する墨政府の立場に関するプレスリリースを発表した。同法は，米国政府がキューバに対して維持してきた経済・通商・金融制裁を強化するための様々な施策を定めており，1996年の制定以来，米国民が1959年1月1日以降にキューバ政府に接収された財産について米国の裁判所に提訴することを可能とする第三章の適用は延長されてきたが，本年5月2日に米国政府の決定により同法第三章が適用されることとなった。右は，キューバにおいて，米国民から接収された土地において商業・金融業を営むあらゆる国籍の個人が米国内の裁判所において提訴されるリスクがあることを意味する。
- (2) 墨外務省は，メキシコが1996年10月に制定した「国際法に反する外国法からの商業・投資保護法」により，ヘルムズ・バートン法の国境を越える適用効果に対抗することが可能であるとしている。同法には，外務省および経済省が影響を受けた個人に対し助言を行う権限，墨国内の裁判所が，ヘルムズ・バートン法に基づく判決，司法要件，仲裁判断等の認定・実行を拒否する義務等が規定されている。
- (3) 同プレスリリースにおいて，墨政府は，ヘルムズ・バートン法第三章の適用に対する拒否を表明し，影響を受ける墨企業を法的に保護することを約束した。

6 エブラル外相の訪米

(1) 第49回米州評議会会合（Council of the Americas）への参加

- (ア) 7日、ワシントンを訪れたエブラル外相は、第49回米州評議会会合に参加した。同会議は、「米州における分裂と変革」というスローガンのもと、1日のみ開催され、ブケレ・エルサルバドル次期大統領、ペンス米副大統領、ラミレス・コロンビア副大統領、カー・カナダ対外通商多様化相らが参加した。
- (イ) エブラル外相は、ロペス・オブラドール政権の優先事項について説明を行い、4つの主要目標（公的機関における汚職の撲滅、貧困・不平等の縮減、更なる経済成長、治安の回復）について述べた。
- (ウ) エブラル外相は、墨米間で良好な関係を維持することの重要性にも言及し、北米経済を弱体化させることなく、イノベーション等により更に成長しなければならないと述べた。
- (エ) 米州評議会は、国際的企業により構成されており、同評議会のメンバーは経済・社会開発、開放的市場、法の支配、民主主義等共通の目標を有している。

(2) その他日程

- (ア) エブラル外相は、バルセナ駐米墨大使とともに、ホワイトハウスにおいて、米政府関係者と会合を行い、T-MECの承認に関する進捗状況、鉄鋼、アルミニウムおよびトマトへの関税、移民・国境問題、墨南部・南東部及び中米北部三カ国における開発協力について話し合った。
- (イ) エブラル外相は、リンジー・グラハム上院議員他とも対話を行った。

7 墨政府による駐墨ベネズエラ大使のアグレマン承認

- (1) 9日、墨政府は、マドゥーロ・ベネズエラ大統領によって指名されたフランシスコ・アリアス・カルデナス氏の駐墨大使としてのアグレマンを承認した。
- (2) レイナルド・ディアス・ベネズエラ国会駐墨代表（グアイド国会議長派）は、墨外務省職員と会合を行い、同大使の指名は国会の承認を得ておらず、法に反しているため、アグレマンの承認をしないよう求めていた。また、アリアス・カルデナス氏について、オデブレヒト社の汚職事件に関与している企業とともにビジネスを行っていたことにより訴追されている人物であると注意喚起していた。

8 太平洋同盟閣僚会合の開催

- (1) 10日、エブラル外相及びマルケス経済相は、チリ、コロンビア、ペルーのカウンターパートの出席の下、第21回太平洋同盟閣僚会合を開催した。
- (2) 墨政府は、現政権において、太平洋同盟の枠組における取組を通じ、ラテンアメリカ地域への統合を強化する旨表明し、同地域へのコミットメントを示した。

- (3) 今次会合において、前回のプエルト・バジャルタ・サミットで各国の大統領らにより約束された通商簡素化、規制協力、中小企業、ジェンダー、公的調達、教育等の分野に関する20以上の作業部会による報告についてのレビューが行われた。また、加盟候補国の交渉プロセスの進捗状況、プエルト・バジャルタ行動計画の南米南部共同市場(MERCOSUR)における履行に関するメカニズムの進捗、ペルー・リマにおいて7月5、6日に開催される第14回太平洋同盟サミットの準備状況についての確認を行った。
- (4) また、太平洋同盟を世界規模のメカニズムへと変化させるため、アゼルバイジャン及びカザフスタンのオブザーバー国加盟を承認した。これにより、太平洋同盟のオブザーバー国は57カ国となった。

9 辻外務大臣政務官のメキシコ訪問

- (1) 13日、辻政務官は、ベントゥーラ外務次官と会談を行い、二国間関係の更なる発展、日墨の連携強化、国際場裡における協力等について話し合った。
- (2) 14日、辻政務官は、第11回ビジネス環境整備委員会に共同議長として出席し、日墨両国の民間団体と共に、貿易と投資の促進、中小企業、裾野産業、税務・通関、基準認証、物流インフラ、治安、労務、観光等について討議を行った。同委員会には、メキシコ側共同議長として、デ・ラ・モラ墨経済省貿易担当次官が出席した。

10 エブラル外相とロドリゲス・キューバ外相との会談

14日、エブラル外相は、訪墨したロドリゲス・キューバ外相と会談を行った。会談において、両外相は、移民分野における協力等の地域的課題、観光、投資等について話し合った（なお、墨外務省は、同会談に関するプレスリリースは発出していない）。

11 在ベネズエラ墨大使公邸におけるベネズエラ国会議員の保護

14日、墨外務省は、ベネズエラ・カラカスの墨大使公邸において、フランコ・マヌエル・カセラ・ロバトン国会議員（人権・人道国際法小委員会委員長、大衆意志党所属）の避難を受け入れ、保護を行った旨発表した。同日付プレスリリースにおいて、墨外務省は、政治的思想に係わらない人権の尊重・促進・保護へのメキシコのコミットメントを表明するとともに、人権状況、特にベネズエラの国会議員のデュープロセスへの権利及び議員特権の現状に対する懸念を表明した。

12 エブラル外相とコートジボワール外相の会談

- (1) 16日、エブラル外相は、メキシコ市において、アモン＝タノー・コートジボワール外相と会談した。アモン＝タノー外相は、同国の政府関係者及び商工会議所代表らとともに訪墨した。

- (2) 両外相は、二国間政治対話の強化の重要性、メキシコとアフリカ地域の関係強化、技術、教育、文化協力の促進等について話し合い、両国外務省間の学術協力に関する覚書に署名した。
- (3) 両者は、民間セクター間の連携構築を通じ、貿易関係及び交換財の付加価値の拡大を見込める分野に重点を置いた経済関係の促進、二国間の法的枠組強化の重要性について話し合った。

1 3 エブラル外相とトルコ外相の会談

- (1) 20日、エブラル外相は、訪墨したチャヴシュオール・トルコ外相との二国間政治対話を行った。会談において、両外相は、二国間アジェンダ強化・拡大のための建設的且つ緊密・プロアクティブな対話の維持、経済関係の強化・促進の重要性を確認するとともに、両国の観光、貿易及び投資関係の活性化に寄与することとなる本年8月のトルコ航空のメキシコ就航への祝意を表明した。
- (2) 両外相は、共通の利益に関する課題について非公式対話を行う場であるMIKTAグループ（注：墨、インドネシア、韓国、トルコ及びオーストラリアの5カ国で構成される）強化のために協力していく旨述べ、移民、開発、気候変動、テロリズム、組織犯罪、人権などの地球規模課題に対する建設的な解決策を見つけるため貢献することの重要性について話し合った。
- (3) また、両外相は、二国間アジェンダの体系的なフォローや新たな協力分野の特定を可能にする二国間メカニズムとして、二国間委員会（Comision Binacional）の強化を行うことを表明した。

1 4 エブラル外相のドイツ訪問

- (1) 28日、エブラル外相は、マース独外相からの招待を受け、ベルリンで開催された「ラテンアメリカ・カリブ閣僚級会議」に出席するため、ドイツを訪問した。同会議には、ラ米地域から閣僚や政府代表らが参加。エブラル外相は、「経済的パートナー」パネルにスピーカーとして登壇。また、エブラル外相は、ハイレベル対話会合に参加、マース独外相、フォリー亜外相、サイン・マロ・パナマ副大統領兼外相とそれぞれ会談を行った。
- (2) 今次訪問中に、エブラル外相は、墨南部及び中米北部三カ国統合的開発計画についてのプレゼンテーションを行い、国際ビジネスを手掛ける企業に対し、同地域における開発促進及び機会創出に参加するよう呼びかけた。

1 5 米政府による関税措置に対する墨政府対応

- (1) 30日夜、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ大統領による不法移民阻止のための関税措置に対し、移民問題に関する墨政府の立場を説明する書簡をトランプ

大統領宛に発出した。同書簡において、ロペス・オブラドール大統領は、移民問題解決の方途を探るための対話の強化を提案し、エブラル外相をヘッドとする墨代表団をワシントンへ派遣する旨通知した。

- (2) 同書簡発出に関し、エブラル外相は、大統領の書簡を賞賛するとともに、速やかにワシントンに向け出発し、米政府と合意を模索する旨を自身のツイッターアカウントに投稿した。